

## D P C病院合併に係る報告について

- D P C制度においては、D P C対象病院に合併の予定があり、合併後もD P C制度への継続参加を希望している場合は、D P C制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとしている。
- 今般、D P C対象病院である「市立小樽病院」及び「小樽市立脳・循環器・こころの医療センター」より、平成26年12月1日に病院合併の予定があり、合併後の病院においても、D P C制度へ継続参加を希望している旨の連絡があり、「D P C対象病院等の合併に係る申請書」が提出されたことから、厚生労働省保険局医療課において審査を行った。

### 1. D P C制度への継続参加要件について

D P C対象病院の合併後、分割後以降のD P C制度への継続参加に必要な要件は以下のとおりである。

#### 審査の観点

- 合併・分割前の病院と後の病院で、入院している患者や勤務している職員等の引き継ぎ状況の観点から、病院の機能・診療実態等について一定の連続性が認められること。
- 合併・分割後の病院がD P C対象病院の基準を継続的に満たすことが期待されること。
  - ① 7対1又は10対1入院基本料の届出
  - ② A207診療録管理体制加算の届出
  - ③ D P C調査への適切な参加が可能
  - ④ データ／病床比が1月あたり0.875以上

#### 合併・分割に係る基準

- 合併前の主たる病院がD P C対象病院であること。
- 申請の直近1年間以上にわたり継続してD P Cデータが提出されていること。
- 申請の直近1年間のデータ／病床比が1月あたり0.875以上であること。

## 2. 合併前後の病院の状況について

合併前病院から提出された合併に係る「申請書」で確認した合併後病院の状況は以下の表のとおりである。

	合併前病院①	合併前病院②	合併後病院
		市立小樽病院	小樽市立脳・循環器・こころの医療センター
保険医療機関の所在地	北海道小樽市若松1丁目2番1号	北海道小樽市長橋3丁目11番1号	北海道小樽市若松1丁目1番1号
所属する医療圏	後志	後志	後志
入院中患者の引継ぎ	—	—	有
病院職員の引継ぎ	—	—	有
届出（予定）入院基本料	7対1	7対1	7対1
D P C算定病床数（予定）	185床	122床	304床
A207診療録管理体制加算の届出（予定）	有	有	有
D P C調査への適切な参加（予定）	有	有	有
合併前の主たる病院がD P C対象病院であること	○	—	—
直近1年間の継続したD P Cデータの提出	有	有	—
直近1年間のデータ／病床比1か月あたり	0.875以上	0.875以上	—

### 3. 審査結果について

名 称	所在地	審査結果
小樽市立病院	北海道小樽市 若松1丁目1 番1号	D P C制度への継続参加を 認める

3 D P C 対象病院の合併又は分割について

(1) D P C 対象病院の合併について

D P C 対象病院が、D P C 対象病院等（D P C 制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後も D P C 制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の 6 か月前までに、別紙 2 「D P C 対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙 3 「D P C 対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) D P C 制度に継続参加を希望している病院は以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院が D P C 対象病院であること。
- ② 申請の直近 1 年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近 1 年の（データ／病床）比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

(1) 又は (2) の申請書が提出された場合、(3) に掲げる基準及び申請書の記載内容から D P C 制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後も D P C 対象病院として D P C 制度に継続参加するものとする。